



子どもたちの未来のために びわ湖市民発電ファンド 1号匿名組合

出資のご案内

地域の子どもたちの
未来のために。

募集期間
2015.5/1^金
より

目標年間利回り
2.0%
事業計画上の目標値であり
これを保証するものではありません。

**10年間
買取制度**
国の固定買取制度を
活用しています。

**施工はすべて
滋賀県の業者で
実施!**
県内における雇用や
産業の創出にも我々は
貢献します!

自然再生エネルギー 出資者募集!!

2015年5月1日より募集開始!

裏面の内容もよくお読み下さい。

営業者
びわ湖エネルギーファンド第1号株式会社
〒520-0046 滋賀県大津市長等2丁目2-22
TEL 077-510-2818 FAX 077-510-2819
URL <http://biwaene.com/> E-mail info@biwaene.com

資料請求はこちら ホームページからも資料請求できます。

お問い合わせ先・募集取扱者 第二種金融商品取引業者〔東海財務局長(金商)第171号〕

おひさま自然エネルギー株式会社

〒466-0826 愛知県名古屋市昭和区滝川町32番地の1Emuビル306号

受付時間 10:00~18:00 営業日 月~金曜日 10時~18時 休業日 土日祝

TEL 052-718-4534 FAX 052-718-4534

URL <http://www.aichi-ohisamanet.co.jp> E-mail ohisama@aichi-ohisamanet.co.jp



子どもたちの未来のために

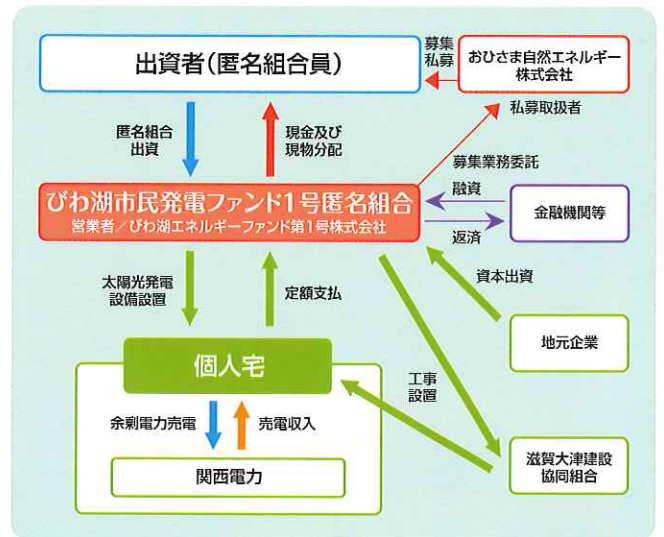
びわ湖市民発電ファンド 1号匿名組合

出資のご案内

本事業は、市民参加型の再生エネルギー事業です。
市民（個人、企業）の方々の出資により太陽光発電設備を設置し、
代金を回収して得られた収益を出資者の方々へ分配いたします。

びわ湖市民発電ファンド1号のご案内

組 合 名	びわ湖市民発電ファンド1号匿名組合
営 業 者	びわ湖エネルギーファンド第1号株式会社
募 集 総 額	1億円
募 集 区 分	匿名組合出資
申込み単位(1口金額)	1口10万円
募 集 口 数	1,000口
目 標 分 配 利 回 り 等	年2% 出資金は10年均等払い
契 約 期 間	10年間(契約締結日から2025年9月30日まで)
分 配 金 支 払 日	毎年12月25日(2016年から2025年まで)
申 込 手 数 料	出資口数に関わらず、1契約につき3,240円(税込)
中 途 解 約	できません
募 集 期 間	2015年5月1日～9月30日先着順(延長する場合があります)
契 約 の 継 承	出資者たる地位を承継する者(現金分配を受領する者)を予め定めておくことができる特約条項があります。



■リスクについて

主な損失リスクは以下のとおりです。但しすべてのリスクを網羅しているわけではありません。詳しくは、必ず重要事項説明書をご覧ください。本匿名組合出資は、一定の利益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。本匿名組合出資金の一部あるいは全部に損失が生じる可能性が存在します。但し出資者は本匿名組合の範囲を超えて負担することはありません。

●本事業の構造によるリスク

日射量の変動による売上げの減少及び太陽光発電設備の修理・メンテナンス費用の増加等による財産状況の変化により損失が生じる恐れがあります。

●一般的な不測事態のリスク

①災害の発生による発電設備の損壊②設置設備の脱落による人および器物への損害③営業者の倒産④太陽光発電事業に関する法令改正による収益の悪化⑤その他

■手数料等出資者が負担する費用について

本匿名組合契約の締結にあたっては、次に記載の費用を営業者にお支払いいただけます。

a. 申込手数料

出資口数に関わらず、契約につき一律3,240円(消費税込)

b. 譲渡手数料

やむを得ない事由により本匿名組合出資を譲渡する場合(かかる譲渡には営業者の承諾が必要となります。)出資者は、5,000円(消費税込)を営業者に支払うものとします。また、振込手数料、郵便料等譲渡に係るその他の費用を別途営業者に支払うものとします。

c. 振込手数料

出資金の支払並びに、営業者による分配金の支払における振込手数料を出資者にご負担いただけます。

d. 違約金

出資金額及び申込手数料の振込みが本匿名組合契約締結の日から14日以内になされない場合、営業者は本匿名組合契約を直ちに解除し、かつ申込者に対し、申込金額(出資予定額)の6%相当額の違約金を請求することができます。

e. 書面による解除時の諸費用

出資者が本匿名組合契約を締結し契約書を受領した日から10日間を経過するまでの間に、営業者が書面による解除を申し出た場合、本匿名組合契約を解除することができます。その際、出資金の返還に係る振込手数料をご負担いただけます。また、すでにお振込いただいた上記の申込手数料[3,240円(消費税込)]は返還いたしません。

f. 本匿名組合が負担する費用(出資金から支払われる費用)

◎組成に関する費用

本匿名組合組成費用として、出資総額の5.0%(消費税別)を上限とし、本匿名組合が負担します。

①対象事業及び本匿名組合組成に係るコンサルティング費用

②匿名組合契約書作成を含む本匿名組合組成に関する弁護士公認会計士等の専門家費用。

③募集資料・契約書等の印刷費用、郵送費用等の匿名組合組成に関する費用。

◎b 営業者への管理報酬

本匿名組合事業執行の役務に対する報酬として、資金総額の2.5%(消費税別)を上限にして毎期、本匿名組合が負担します。

◎その他の費用、手数料等

本匿名組合の管理事務の諸費用(計算書類の作成費用等)及び借入金(必要に応じて借り入れた場合)の利息等は本匿名組合が負担します。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を記載することはできません。

※振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料金等 を示すことができません。

※郵送料については、郵送会社や書類の重さ等により相違・変動するものであり、事前に料金等を示すことができません。

※譲渡手数料は消費税及び地方消費税変更並びにその後の税率変更が予定されるため、消費税別にて表記しております。